

令和3年1月15日
第4回群馬支部評議会

資料2

令和3年度 群馬支部事業計画（案）及び保険者機能強化予算（案）

令和３年度 群馬支部事業計画（案）及び保険者機能強化予算（案）

令和３年度			令和２年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
I 基盤的保険者機能関係 <u>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</u> 1 健全な財政運営 （１）中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 （２）中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 2 サービス水準の向上 （１）現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 （２）加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 （３）お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応する。 ■KPI：サービススタンダードの達成状況を 100%とする。 ■KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.9%以上とする。 3 業務改革の推進 （１）現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 （２）職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応するため柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 4 現金給付の適正化の推進 （１）標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 （２）傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。			[基盤的保険者機能関係] <u>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、的確な財政運営を行う。</u> ●的確な財政運営 - 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 - 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ●サービス水準の向上 ① お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める ② 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する ■KPI：サービススタンダードの達成状況を 100%とする ■KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を 92.0%以上とする ●業務改革の推進に向けた取組 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す ●現金給付の適正化の推進 ① 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T にて議論を行い事業主への立入検査を行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う		

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
(3) 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T にて議論を行い事業主への立入検査を行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 5 効果的なレセプト点検の推進 (1) 内容点検については、レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、研修及び勉強会の更なる強化により、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検を推進し、査定率向上に取り組む。 ■KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率*について対前年度以上とする。 ※ 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。 (2) 資格点検については、資格エラーレセプトの点検を確実に行う。 (3) 外傷点検については、負傷原因届の速やかな提出を励行するとともに、特に交通事故の場合は早期に損害保険会社と折衝し、確実な回収を図る。 6 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ごろがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。 〔目標〕多部位頻回及び長期受療の申請割合を減少させる。 7 あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進 標準化された審査手順に基づき、受領委任制度導入により、文書化された医師の同意および再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情			② 傷病手当金については、障害年金等との併給調整を確実に実施する ●効果的なレセプト点検の推進 ① 内容点検については、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的な点検を推進する ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 資格点検については、資格エラーレセプトの点検を確実に行う ③ 外傷点検については、負傷原因届の速やかな提出を励行するとともに、特に交通事故の場合は早期に損害保険会社と折衝し、確実な回収を図る ●柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）及び部位ごろがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする 〔目標〕多部位頻回及び長期受療の申請割合を減少させる ●あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 受領委任制度導入により、文書化された医師の同意（再同意を含む）の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を		

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 8 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 （１）保険証未回収者（任意継続を含む）に対し、日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に返納催告（2 次）を行う。 また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化するとともに、回収率の低い事業所の回収状況を定期的に把握し、文書等による確実な回収依頼を行う。 ■KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。 （２）発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。 9 限度額適用認定証の利用促進 （１）オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 （２）医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。			行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る ●返納金債権の発生防止策の強化、債権管理回収業務の推進 ① 保険証未回収者（任意継続を含む）に対し、日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に返納催告（2 次）を行う また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化するとともに、回収率の低い事業所に対し、文書等による確実な回収依頼を行う ■KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする ② 協会けんぽが独自に実施している医療機関におけるオンライン資格確認業務の利用率の向上を図る また、国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 70.0%以上とする ③ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続の積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る ■KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ■KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ●限度額適用認定証の利用促進 ① 事業主や健康保険委員に対し、研修会の充実と、チラシやリーフレットによる広報を実施する ② 地域の医療機関及び市町村窓口 に申請書を配置するなど利用促進を図る ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85.0%以上とする		

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
10 被扶養者資格の再確認の徹底 （１）マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 （２）事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 （３）未提出事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする。			●被扶養者資格の再確認の徹底 ① 被扶養者の国内居住要件に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する ② 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う ③ 未提出事業所については所在地調査により送達の徹底を行う ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする		
11 オンライン資格確認の円滑な実施 オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。					
Ⅱ 戦略的保険者機能関係 【 戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標 】 i 加入者の健康度の向上 ii 医療等の質や効率性の向上 iii 医療費等の適正化					
1 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（i，ii，iii） （１）特定健診実施率・事業者健診データ取得の向上 特定健診実施率及び事業者健診データ取得の向上のため、次の事業を効果的・効率的に実施する。 ① 健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨 ② 事業者健診結果データの取得数向上のため、関係団体、健診機関等と協力連携の強化 ③ 外部委託による生活習慣病予防健診の受診勧奨や事業者健診結果データの提供依頼の強化 ④ 自治体との連携による、がん検診との同時実施の拡大	・専門業者を活用した事業者健診結果取得勧奨等 ・事業者健診結果データのパンチ入力委託 ・事業者健診データ取得促進に関するチラシ作製 ・協会主催の集団健診 ・新規適用事業所および任継被保険者向け健診案内封入	9,818 千円 618 千円 132 千円 6,221 千円 1,157 千円	●地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ○ データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・健診及び保健指導の結果、レセプト情報等の保有データを有効に活用し、地域や職場等の健康課題について見える化を行い、それに応じた効果的、効率的及び重点的な保健事業を推進。また、6 か年計画である第 2 期保健事業実施計画の後半 3 年について、PDCA サイクルに沿った取組の実効性を高めるため、前半の取組の評価（中間評価）を実施する ・特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上のため、影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に受診勧奨を実施する。また、効果的効率的な受診勧奨を行	・専門業者を活用した事業者健診データ取得勧奨等 ・健診機関による委任状取得の委託費 ・事業者健診結果データ取得促進にかかるチラシ作製 ・協会主催の集団健診 ・新規適用事業所および任継被保険者向け健診案内の封	9,058 千円 440 千円 50 千円 7,043 千円 467 千円

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
⑤ 健診車による特定健診の集団健診の拡大（特定保健指導及びオプションナル健診を組ませでの実施） ⑥ G I S と経年的受診状況を活用した特定健診の受診勧奨 ⑦ マスメディア広報等による分かりやすい効果的な受診勧奨	封緘業務 ・年度当初の健診案内を活用した健診受診勧奨チラシの作製 ・新規加入の被扶養者あて特定健診受診券等の封入封緘業務 ・GIS を活用した被扶養者に対する特定健診の受診勧奨 ・市町村のがん検診と連携した特定健診の受診勧奨 ・市町村等と連携した特定健診等の受診勧奨広報物の作製・掲示 ・健診推進経費	2, 595 千円 1, 186 千円 8, 195 千円 3, 256 千円 66 千円 7, 246 千円	うため、ナッジ理論等を活用する ・市町村との協定・連携を強化し、がん検診と特定健診の同時実施や集団健診等について加入者の特性やニーズに応じた事業を実施 ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ協力を働きかけるとともに、特定保健指導の制度見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討して実施し、特定保健指導の実施率の向上に向けた取組を強化する ・未治療者の医療機関受診率をより高めるため、受診勧奨を確実に実施し、支部独自の取組を強化するとともに、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防事業を実施する ・コラボヘルスの推進による健康づくり事業の促進 ・労働局等協力関係団体との連携強化による保健事業の充実 ●保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○健康づくり推進協議会の開催（年 2 回） ・地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進を図るため、健康づくり推進協議会を開催し、必要な意見や助言を支部の保健事業に反映させる ●受診勧奨対策 ○マスメディア広報等による分かりやすい効果的な受診勧奨の実施 ○事業者健診結果データの提供依頼を関係団体、健診機関等と協力連携の強化を図るとともに外部委託事業者を活用し、取得率向上の取組を強化する ○大規模未受診事業所に対するトップセールスによる受診勧奨の実施健診・保健指導実施機関との協力連携を強化した受診勧奨を行う ○市町村と連携した特定健診の受診勧奨の拡大 ○健診車による集団健診の拡大を図る（特定保健指導及びオプションナル健診を組ませでの実施） ○G I S と経年的受診状況を活用した特定健診の受診勧奨の実施 ○来所による特定保健指導を実施 ○外国人向けの健診受診勧奨等の周知チラシによる広報の実施	入封緘業務 ・新規加入の被扶養者あて特定健診受診券等の封入封緘業務 ・GIS を活用した被扶養者に対する特定健診の受診勧奨 ・市町村のがん検診と連携した特定健診の受診勧奨 ・市町村と連携した特定健診等の受診勧奨広報物の作製、掲示 ・健診推進経費	1, 188 千円 4, 917 千円 4, 400 千円 34 千円 19, 819 千円

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
■KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 61.0%以上とする。 ② 事業者健診データ取得率を 10.0%以上とする。 ③ 被扶養者の特定健診受診率を 30.1%以上とする。 (内訳) 被保険者（対象者数：259,725 人） ① 生活習慣病予防健診 受診見込者数：158,432 人 ② 事業者健診データ 取得見込者数：25,973 人 被扶養者（対象者数：73,087 人） ③ 特定健康診査 実施見込者数：21,999 人 (2) 特定保健指導の実施率及び質の向上 特定保健指導の実施率及び質の向上のため、次の事業を更に推進する。 ① 健診実施機関への外部委託化及び健診当日の初回面談 ② 情報通信技術（ICT）を活用した特定保健指導 ③ 大規模事業所や健康宣言事業所に対する重点的かつ優先的な利用勧奨 ④ モデル実施による特定保健指導の拡大 ⑤ 保健指導推進経費を活用した実施数拡大の取組 ⑥ SNS 等を活用した映像広告による特定保健指導の利用勧奨 ⑦ 特定健診の集団健診における当日保健指導の拡大 ⑧ 協会と委託機関の合同スキルアップ研修会や実践者会議等の開催 ■KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 22.2%以上とする。			●健診受診率の向上 ○ 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：251,173 人） ・生活習慣病予防健診 受診率 58.9%（受診見込者数：147,940 人） ・事業者健診データ 取得率 8.7%（取得見込者数：21,852 人） ○ 被扶養者（受診対象者数：70,873 人） ・特定健康診査 実施率 28.6%（実施見込者数：20,269 人） ■KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 58.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 8.7%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 28.6%以上とする ●特定保健指導の実施率の向上 ○ 被保険者（支援対象者数：36,844 人） ・特定保健指導 実施率 17.4%（実施見込者数：6,414 人） (内訳) 協会保健師実施分 8.8%（実施見込者数：3,255 人） アウトソーシング分 8.6%（実施見込者数：3,159 人） ○ 被扶養者（支援対象者数：2,067 人） ・特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：124 人） ■KPI：特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする		
	・保健指導推進経費 ・特定保健指導者合同研修会 ・特定保健指導に係る映像広告 ・特定保健指導利用勧奨 ・共同利用周知	384 千円 57 千円 990 千円 220 千円 872 千円		・保健指導推進経費	376 千円

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 8.0%以上とする。 (内訳) ① 被保険者(対象者数: 39,463 人) 実施見込者数: 8,749 人 ② 被扶養者(対象者数: 1,958 人) 実施見込者数: 157 人 (3) 重症化予防対策の推進 ① 未治療者の受診勧奨 民間事業者を活用し、未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨の取組の強化を図る。 ■KPI: 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする。 (内訳) 勧奨対象者数: 7,893 人・実施見込者数: 932 人 ② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 県の糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づいた対象者に対して受診勧奨を行い、主治医と連携した生活習慣病の重症化予防のための保健指導を実施する。 (4) 健康経営(コラボヘルス)の推進 ① 健康宣言事業所の拡大 ア 「生き生き健康事業所宣言」の普及促進を目的とした協業企業(生損保等の関係団体)との連携を強化・拡大する。 イ 未宣言事業所への電話勧奨及び訪問勧奨を行う。 ウ 健康経営セミナー等を開催して効果的な広報を実施する。 ② 健康宣言事業所へのフォローアップ 取組状況について、健康事業所宣言事業所にアンケートを行って把握するとともに、健診データ及び医療データを活用して事業所ごとの健康課題の「見える化」を行うことにより、各事業所の特徴に合わせたフォローアップを行う。 ③ 健康宣言事業所の表彰等 ア 健康事業所宣言事業所のうち、健診・保健指導の実施率を含む健康ベースプランの取組状況が特に優良な事業所について表彰を行	・未治療者受診勧奨 ・重症化予防対策 ・健康事業所宣言事業所に対する情報提供 ・健康事業所宣言事業所に対するフォローアップ ・健康セミナー講師派遣事業 ・活動量計貸出事業 ・健康事業所宣言事業所及び健康保険委員委嘱にかかる勧奨 ・健康宣言前後の健診結果を分析したフォローアップスタイルの展開 ・事業所カルテツールを利用	3,538 千円 142 千円 844 千円 24 千円 202 千円 140 千円 3,516 千円 385 千円 3,823 千円	●重症化予防対策 ① 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨の取組の強化 ○ 実施予定人数 1,954 人 ■KPI: 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする ② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 県の糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに沿った重症化予防事業の実施(患者の透析導入を防ぐための主治医の指示に基づいた保健指導を展開するために、未治療者の受診勧奨対象者への継続した係りを持つことを通じて、医師会等との関係を構築し、効果的な事業を推進する) ●健康経営(コラボヘルスの推進) ① 健康保険委員委嘱の電話勧奨及び事業所訪問勧奨を強化すると共にインセンティブ制度の周知に向けて健康事業所宣言事業所の更なる拡大を図る ② 健康事業所宣言事業所における健康課題に対して健康・医療データを活用した「見える化」を行い、全国、県内、同業態平均による比較により、対象事業所に特化したフォローアップの強化を図る ③ 関係団体等との連携強化により健康経営や健康づくりに関する研修会等を開催し、広く加入者や事業主に健康経営の周知を図る ④ 健康事業所宣言事業所、健診・保健指導の実施率を含む健康ベースプランの取組状況の良好な事業所に対して表彰制度の実施	・未治療者受診勧奨 ・重症化予防対策 ・健康事業所宣言事業所に対する情報提供 ・健康事業所宣言事業所に対するフォローアップ ・健康セミナー講師派遣事業 ・活動量計貸出事業 ・健康事業所宣言事業所の拡大 ・事業所カルテのツールを利	1,600 千円 649 千円 274 千円 42 千円 202 千円 137 千円 2,592 千円 1,815 千円

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
う。 イ 健康経営事例集を作成して良好な取組を周知することにより宣言事業所の取組促進を図る。 ■KPI：健康宣言事業所数を 1,100 事業所以上とする。 （５）健康づくり推進協議会の開催及び地方自治体との連携 ① 健康づくり推進協議会を開催し、加入者の疾病予防や健康増進のための必要な意見や助言を得ることにより、地域の実情を踏まえた保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。 ② 地方自治体と連携した健康づくり事業を推進し、加入者の健康度の向上を図る。 2 医療費適正化の取り組み（ii, iii） （１）ジェネリック医薬品の使用促進 ① 医療機関等へのアプローチ 医療機関等へ見える化ツールを活用した情報提供を行うとともに、使用率が低い医療機関等へは個別にアプローチを行う。 ② 加入者へのアプローチ ジェネリック医薬品軽減額通知書の発行（本部一括：2 回/年）のほか、使用率の低い年代へ個別アプローチを行う。 ③ その他の取組 ア デジタルサイネージを活用して既存動画を配信し、ジェネリック医薬品の使用を啓発する。 イ 医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）及び群馬県（薬務課）等の関係団体との連携を強化し、各種協議会等で情報発信を行う。 ■KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 80.7%以上とする ※医科、DPC、歯科、調剤 （２）適正受診の啓発と勧奨 レセプトが 20 枚/月以上となる多受診者に対して、適正受診を促す。	した事業所の健康度確認 ・健康経営の普及促進にかかる広報及びセミナー等の実施 ・地方のイベントを利用した健康づくり推進事業 ・血圧リスクの低下を図る運動セミナーの実施 ・医療機関・調剤薬局でのデジタルサイネージの実施	2,563 千円 990 千円 372 千円 990 千円	●その他の保健事業 ○ 地方自治体との連携による健康づくり事業の推進 ○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 - 医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）及び群馬県（薬務課）等の関係団体への情報提供と協力要請を実施 - 保険者協議会における各保険者との情報共有 - ジェネリック医薬品軽減額通知書の発行（本部一括：2 回/年） - 広報による周知活動の強化 - 関係団体と協力したジェネリック医薬品使用促進にかかるセミナー等の実施 - 本部より提供されたジェネリック情報ツールを活用した関係団体等への意見発信 - ジェネリック医薬品の使用割合が低い年齢層（学生、新入社員等）に対しアプローチを行う - 地方自治体等とジェネリック医薬品の使用割合が高い薬局への表彰 ■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 80.3%以上とする ○ 適正受診の啓発と勧奨 - レセプトが 20 枚/月以上となる多受診者に対して、適正受診	用した宣言事業所の取り組み報告 ・健康経営の普及促進事業 ・地方のイベントを利用した健康づくり推進事業 ・血圧リスク低下を図る運動セミナーの実施 ・地方自治体との連携による健康づくり推進事業 ・ジェネリック医薬品使用促進に向けた取り組み（優良薬局認定） ・年代別ジェネリック医薬品普及促進	2,839 千円 990 千円 564 千円 294 千円 733 千円 1,238 千円

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
3 インセンティブ制度の周知・広報の強化（i, ii, iii） （1）加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を行う。 （2）令和 2 年度の実施結果を検証し、検証結果をその後の施策及び広報に反映させることにより、加入者の行動変容を促す。 4 外部への意見発信（i, ii, iii） （1）地域での効率的かつ充実した医療提供体制の実現に向けて、群馬県保健医療計画会議や地域保健医療対策協議会、その他各種協議会において、医療データ等を活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 （2）関係団体と連携して群馬県民の健康づくりを進めるため、保険者協会や国民健康保険運営協議会、その他各種協議会において、積極的に意見発信を行う。 ■KPI：効果的・効率的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う。 5 調査研究の推進等（i, ii, iii） （1）大学や自治体等の外部有識者と連携協力を図り、医療データや健診データの調査研究を実施する。 （2）支部において、各種データを基にした分析や GIS（地理情報システム）を活用した分析を行い、地域ごとの健康特性や医療費等の状況を把握す			を促す ●インセンティブ制度の着実な実施 令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う ●地域医療体制に向けた意見発信 保険者協議会等の各協議会及び医療関係団体に向けた意見発信においては、地域での効率的かつ充実した医療提供体制の実現に向け、データベースを活用したエビデンスに基づく働きかけを行う ○ 地域医療等への関与 - 群馬県保健医療対策協議会、同地域保健対策協議会への参画 - 群馬県地域医療介護総合確保懇談会への参画 - 群馬県保険者協議会への参画 - 元気県ぐんま 2 1 推進協議会の参画 - 群馬県地域・職域連携推進協議会及び県内各地区地域連携推進協議会の参画 - 群馬県後期高齢者医療懇談会の参画 - 群馬県後発医薬品適正使用協議会の参画 - 前橋市、高崎市、桐生市、藤岡市、富岡市、館林市、沼田市、みなかみ町、大泉町国民健康保険運営協議会の参画 ■KPI：他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする ■KPI：「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する ●調査研究の推進等 - 外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る - 本部から提供されるデータ等を基に地域の医療動向や特性を支部独自で分析し、ホームページを中心に加入者へ発信		

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
る。 （３）分析結果については、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供するなど広く情報発信するとともに、各種事業の効果検証や新たな施策の検討等に活用する。			○ 地方自治体や保険者協議会等から地域の医療に係る情報を収集 ○ GIS（地理情報システム）の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する ○ 大学と共同し、業種・業態別に健診データの結果分析により特徴等を保健指導やデータヘルス計画の実績評価等に活用する。		
6 広報の推進（i, ii, iii） 地域の実情、時節柄、広報対象者等を意識して伝わりやすい広報を行うとともに、アンケート等を活用して広報の効果検証及び改善を行うことにより、加入者・事業主の認知度及び理解度向上を図る。 （１）加入者等に対する広報 ホームページやメールマガジンのほか、InstagramやYouTube等のWebを活用し、分かりやすい内容で加入者に伝わるように情報を発信する。 （２）事業所に対する広報 ① 定期広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」を利用した広報を行う。 ② 健康保険制度等の動画教材を作成し、各種制度や手続き方法等の理解を深めていただくとともに、健康保険委員を通じた広報を行い、事業運営の円滑化を図る。 （３）健康保険委員を通じた広報 ① 事業所への電話勧奨及び訪問勧奨を強化し、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。 ② 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を行う。 （４）その他の広報 ① 新聞・テレビ・ラジオなどのメディアを活用し、県・市町村・関係団体と連携して、健康増進等の啓発を行う。 ② 公共交通機関にポスター等を掲示することにより情報発信を行う。	・多受診、はしご受診、時間外受診、資格喪失後受診等の医療費適正化対策に向けた広報 ・外国人対応に向けた自動翻訳機の導入 ・事務説明会動画教材の作成について ・紙媒体による広報 ・WEB アンケート調査と集計分析 ・JR 電車内を活用した中吊りポスター等の掲示 ・Web 広告等を活用した広報業務委託 ・健康増進の普及にかかる広報 ・通勤通学時間帯を狙った広報の実施 ・新聞、フリーペーパー等を活用した広報	72 千円 73 千円 1,155 千円 3,304 千円 1,095 千円 943 千円 4,378 千円 550 千円 352 千円 1,320 千円	●広報の推進 ○ 加入者理解率の結果を踏まえた効果的な広報 ○ 事業所向けの定期的な広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」を利用した広報 ○ 事業所向けのリーフレットによる協会けんぽの事業周知 ○ ホームページ・メールマガジンを活用した、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報等について加入者の役に立つ広報を推進 ○ InstagramやYouTubeなどのウェブ動画を活用した広報 ○ 地域の特性と費用対効果を踏まえたマスメディア（新聞・ラジオ等）広報 ○ 年金事務所等の申請書設置場所を活用した制度周知と広報 ○ 健康づくり事業の促進を図る広報の実施 ○ 健康保険委員を通じた加入者等への健康保険事業の理解推進のための事務説明会や研修会を開催し、アンケート等から健康保険委員や加入者等のニーズを踏まえた健康保険委員活動の支援強化を図る ■KPI：広報活動における加入者理解率の平均について前年度対以上とする ■KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 45.0%以上とする	・多受診、はしご受診、時間外受診、資格喪失後受診等の防止啓発 ・外国人対応に向けた自動翻訳機の導入 ・事務説明会の実施 ・紙媒体による広報 ・Web 広告等を活用した広報業務委託 ・instagramを活用した広報 ・健康増進の普及にかかる広報 ・通勤通学時間帯を狙ったマスメディアを活用した広報 ・新聞、フリーペーパー等を活用した広報	1,782 千円 106 千円 9 千円 3,779 千円 3,751 千円 600 千円 550 千円 352 千円 1,320 千円
■KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.0%以上とする。					

令和 3 年度			令和 2 年度		
事業計画	保険者機能強化予算		事業計画	保険者機能強化予算	
	取組	予算		取組	予算
Ⅲ 組織・運営体制関係 1 人事評価制度の適正な運用と人材育成の推進 （１）人事評価制度を適正に運用する。 （２）人事評価制度に係る本部研修の情報共有等により評価者の育成に努める。 （３）「自ら育つ」職員の育成を目指して、ＯＪＴを中心としつつ、研修機会の確保や通信教育の受講促進等により人材育成に努めるほか、本部研修参加者による支部内伝達研修を確実に行う。 （４）多能化による人材力の底上げを目指して計画的にジョブローテーションを行う。 2 内部統制の強化及びリスク管理、コンプライアンスの徹底 （１）研修等により、コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ等の意識を向上させるとともに、定められている手続き等の順守を徹底する。 （２）各種リスクを想定したマニュアル等を適宜更新・周知するとともに、定期的に訓練を実施する。 3. 費用対効果を踏まえたコスト削減 （１）調達における競争性を高めるため、入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 （２）一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 （３）少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書を募る方法)を実施する。 （４）消耗品使用量削減について、支部内において定期的な周知に努めるなど、コスト意識の向上を図るとともに、超過勤務時間の削減を図ることにより光熱費等の節減に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。			●人事評価制度の適正な運用 ●人材育成の推進 ① 自己啓発等のためのオンライン研修や通信教育等の受講を促し、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する ② 事務説明会や研修会の開催にアンケートを実施し、説明者に対して参加者の意見のフィードバックを徹底することで企画力や説明力を養うと共に事業所訪問を通じて営業力や情報収集能力の強化を図る ③ 組織目標における自身に与えられた役割について自ら考え、それを遂行する力を育成できる職場環境を目指し、日々の業務管理、業務指導等について管理者が適切なサポートを行う ●本部で開催される階層別研修、業務別研修の「伝達研修」を確実に実施し、職員のスキルアップを図る ●各種委員会および支部内研修等により法令遵守、危機管理、個人情報保護、情報セキュリティ(アクセス制限、パスワードの適切な管理)等の徹底を図る ●消耗品等使用量削減、節電対策等により経費削減を図る ●調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める 他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする		